

学芸講座 「遺跡・歴史文化遺産とSDGs」

令和5年6月18日（日）13：30～15：00

盛岡市遺跡の学び館 文化財主査 今野公顕

0 テーマ展「おおむかしの暮らしとSDGs」と本講座について

テーマ展「おおむかしの暮らしとSDGs」では、SDGsの観点から大昔の人たちの暮らしの様子を見てみました。遺跡調査などからわかる昔の人たちの様子をとおして、今と未来を考えるきっかけになればと思います。

本講座では、私がこのテーマ展「おおむかしの暮らしとSDGs」の企画や準備を進め、改めて知ったり考えたりしたことをまとめました。よって当館の見解というわけでは無く、一担当者が学んだことや考えたことです。歴史観や年代観、遺跡や歴史文化遺産に対する考え方、感じる魅力、見出す価値は多様で、人それぞれです。この多様さが、地球の未来を考えるSDGsの視点や遺跡・歴史文化遺産の未来につながると考えます。今回の講座も、あるひとつの考え方として、多くの人が身近なこととして考えるきっかけになればと思います。

1 はじめに・・・持続可能(サステナブル)な開発

「人間の本性は、知を愛する」 「すべての人は生まれながらにして知ることを欲している」

「人間は目標を追い求める動物だ」 (アリストテレス・BC384-BC322・古代ギリシア)

「歴史とは現在と過去の対話である。」 (E・H・カー1962『歴史とは何か』岩波書店)

「持続可能」とは、「継続し続けられる」という意味で使われる。

人は昔のある時点の暮らしを継続してきたわけでは無く、より良く生きるために暮らしを変化させてきた。この変化が遅く、同じ暮らしを長い間続けたということは、変化をする「力（知恵や知識の蓄積、生活の余力など）」が充分ではなかったとも考えられよう。自然回帰して暮らそうという意味では、自然の中の野生動物が地球上で本当に持続可能な暮らしをしていることになってしまう。（「歴史観」や「歴史哲学」の問題。どの考え方が正しいのかという議論はここではしない¹⁾）。

一方、SDGsは「持続可能な開発目標」である。地球上の人や生き物が生き続けられるように、計画的に変化しようというものだろう。革新を進めるもの、過去の反省のもと方向転換をするものなど様々である。人は過去の行為の結果、どうなったのかを知り、どうすると良いのか学ぶことができる。SDGsを考える際に、歴史に目を向ける大切さがある。

この歴史とは、教科書に載っている事項だけではなく、人がその場の環境と共に歩んだ結果である今見える景色すべてを指すと考えられる。気候や環境の中で人が手を加えた野山や、耕作地、街並み、建造物、地名、産業、経済、伝承、言葉、食べ物、芸術、信仰...幅広い生活文化、そしてその証のひとつである地下に眠る遺跡など、あらゆる過去の人の営みの痕跡、身の回りのすべてが対象になるだろう²⁾。

¹ 進歩史観・発展史観：人の社会はある最終形態に向かって発展している過程と考え、現在はその最先端で、過去は漸進的發展途上と考える歴史観。過去や現在よりも未来が質的価値の高い時間になることが、普遍的法則だと考える。自然生物の進化論とは異なり人の社会が対象（参考例：千葉薫1991「進歩史観とベンヤミン-進歩の概念についての一考察-」一橋論叢第106巻第2号）。一方、歴史は進歩では無く、因果関係でしかないという考えなどもある。経済との関わりにおいて様々な歴史観、歴史哲学がある。

² 我々が認識する我々を取り巻いているあらゆる環境から見出すことのできる我々自身、とでも言えるだろうか。（和辻哲郎1979『風土－人間学的考察』岩波書店）

2 テーマ展の内容への補足

(1) 縄文人の骨の研究から分かること …縄文人の暮らしのイメージ

- 1: 貧困をなくそう
- 2: 飢饉をゼロに
- 3: すべての人に健康と福祉を
- 16: 平和と公正をすべての人に

盛岡市内から縄文時代の人骨出土例は無いが、各地の遺跡出土人骨の研究から、縄文人の暮らしの様子が研究されている。現代の我々の想像を絶する過酷な生活環境の一面が復元されている。しかし、工夫を凝らした暮らしぶり、豊かな土器の文様、そして子の足形をつけた土版などから、遅しうかつ今の私たちにもつづる思いを持って生きていたことが想定されよう。



写真1 縄文人のすり減った歯表面が平らになっている。
(鈴木尚 1982「骨から見た縄文人」『日本の美術 189』より)

① 縄文人の歯の摩耗 …食生活

エナメル質がすり減っており、象牙質まで全面露出し、表面は傷が縦横に走っている。(写真1)
= 硬い物、砂混じりなど、粗雑な物を噛んでいた事や道具としても使用した事が想定されるという。

② 縄文人の骨と過重労働 …過酷な生活環境

怪我や病気をしても、安静にしていることができなかつたであろう痕跡が骨に残っている。骨折したところが癒着しないまま治癒した例、変形性関節症の例など、痛みを我慢し動かしていたことが推測される。安静にすることは食料を獲得できないことと指摘されている。

また、30～40代の頭骨などには、すでに老年性の変化が見られる。過重な労働のため老化が早かつたと考えられるという。骨年齢の推定から、男女とも平均寿命は30歳程度(なお乳児死亡率も加味すると20歳代。)が考えられている。

③ 縄文人の戦いの痕跡 …縄文時代に戦争はあったのか

骨の研究から、狩猟用の道具や技術を使い、殺されたと考えられる縄文時代の人骨が見つかっている。複数の弓矢で背後から射られたもの、骨に石鏃がささっているもの、複数の石斧で頭を打ち砕かれたものなどが出土している。

動物にも他の固体への攻撃的な行動はあり、暴力は生き物に本質的な物ともいえよう。人の社会では、組織や集団、個人での暴力を伴った争いが古くからあったことが指摘されている。

「戦争」とは、社会的・政治的に成熟した組織だった暴力を伴う争いを指す。しかし社会的・政治的に未成熟な社会であっても、暴力や争いは存在することから、弥生時代前期以前の争いや戦いは「未開戦争」と言われる。また、戦争の始まりは、農耕社会に伴うものではなく、農耕社会が再編成される社会的・政治的な成熟に伴って発生する政治的な産物だといわれている。

<参考文献>

- 鈴木尚 1982「骨から見た縄文人」『日本の美術 189』至文堂
内野那奈 2013「受傷人骨からみた縄文の戦い」『立命館文学 633』立命館大学人文学会
藤原哲 2004「弥生時代の戦闘戦術」『日本考古学第18号』日本考古学協会

(2) 農耕開始のインパクト

- 1: 貧困をなくそう 2: 飢饉をゼロに 3: すべての人に健康と福祉を
 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう 15: 陸の豊かさを守ろう

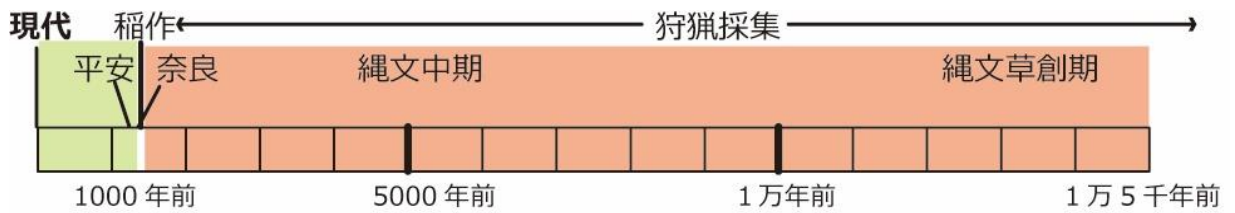
縄文時代は、日本列島において、今から約 1 万 6 千年前から 2500 年ほど前までの 1 万年間以上にわたって続いた狩猟・採集を基調とした暮らしの時代である（この年代観は研究者によって差異がある。）。盛岡周辺には、量の変化はあるが、ほぼこの全期にわたってムラ・集落が認められている。

また、盛岡市域において、農耕を行ったと考えられるムラの最も古い例は、今のところ 7 世紀頃（1400 年前頃）の竹鼻遺跡（上鹿妻）の事例があげられる。

縄文時代以降の盛岡における人の歴史をみると、数棟の竪穴建物と周辺の湿地帯で行われ始めたであろう農耕開始から現在まで、わずか 1400 年ほどしか経過していない。長い歴史の中で、この 1400 年間の暮らしの変化は、極めて劇的だと言える。

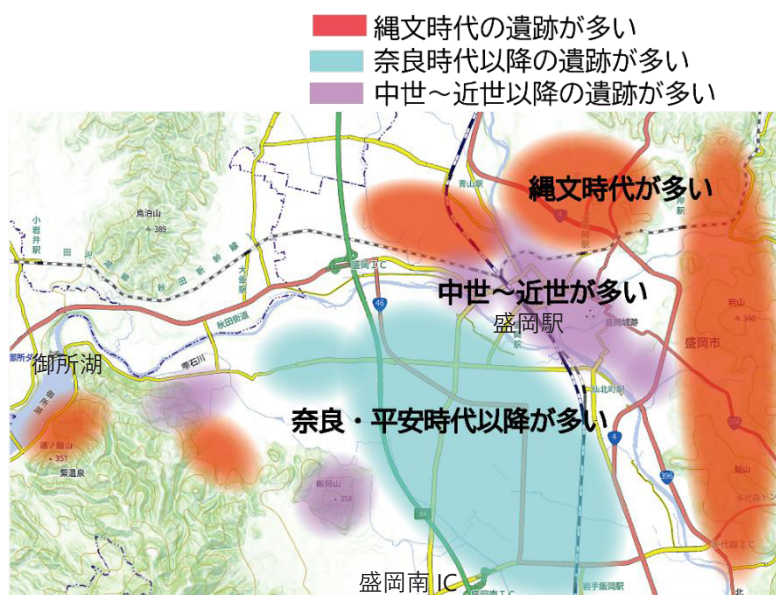
地球の人の歴史上、農耕開始は極めて大きな変革だった。人は安定した食料獲得方法を手に入れ、人口が増え、余剰生産物もでき、より豊かな暮らしを追い求める「力」を手に入れたとも言える。

稲作農耕の人口扶養力はとても高い。よって現在の私たちも含め、凶作などがあつたとしても、増えた人口を維持するためには、狩猟・採集中心の暮らしに戻ることはほぼ不可能なのだろう。



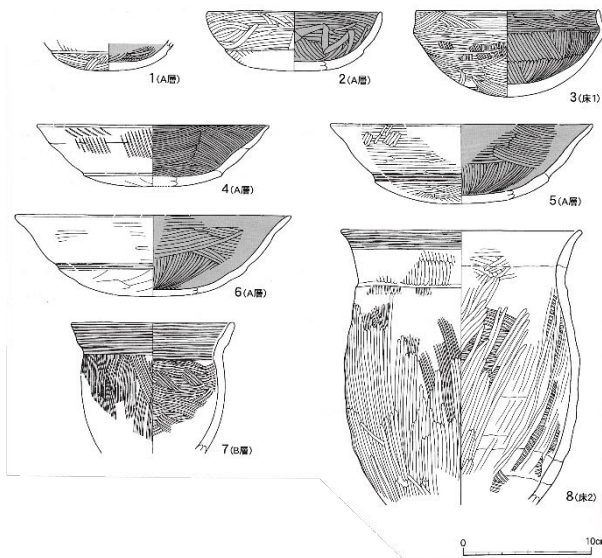
1000 年を 1 目盛りにすると、盛岡周辺の農耕開始から現代は、わずか 1.4 目盛り程度。

図1 盛岡周辺の食料獲得の変化模式図



遺跡の立地から、食料獲得方法や暮らしの様子がうかがえる。

図2 盛岡市内のおおよその遺跡分布傾向
 (国土地理院地図に加筆)



3の坏は、6世紀代の古い形の特徴がみえる。出土した土器全体のあり方から、この竪穴建物跡は7世紀前半代のものと考えられる³。

図3 竹鼻遺跡 RA027 竪穴建物跡
出土遺物(S=1/6)
(盛岡市教育委員会 2000『盛岡市内遺跡群-平成11年度調査概報-』)

(3)気候変動と暮らし …古代(奈良・平安時代)のムラの変遷と気候変動

13:気候変動に具体的な対策を

①古気候学と歴史学・考古学の研究

地球規模の過去の気候⁴復元の研究が、様々な方法で、世界中の研究者たちの協働で進められている⁵。日本でも「樹木年輪セルロース酸素同位体」や地中堆積物分析などの研究により、過去二千年間にわたる年単位での気候（相対的な気温や降水量）の様子が把握できているという⁶。狭い地域の特性による変動は不明であるが、日本列島全体の傾向としてとらえることができるものである。

この成果を歴史学・考古学の成果と併せて考えることで、過去の人たちが気候に対し、どのように適応したのか、あるいは適応できなかったのかを知ることができる。たとえば、古代末から近世の気温と降水量変化と、文献史料に残る飢饉の件数を比較した研究があげられる⁷。この際、人の社会は環境によってだけ決定されるものではないこと⁸などに留意しなければならない。

しかし、灌漑、治水、物流などが発展していない時代であれば、気候は人の社会に大きな影響があったことは間違いないだろう。

³ 竹鼻遺跡 RA027 竪穴建物跡出土土器のうち、口縁部が内湾する古い特徴を持つ3の土師器坏は6世紀後半頃、ほかは7世紀前半頃の特徴がある。物は一定時間使われるため、考古学ではある遺構から同時に出土した物(セット関係・共伴関係)のうち新しいものから、その遺構の年代を考える。

⁴ 天気：ある時点の大気の状態。気温・湿度・風・雲量・雨雪雷など総合した状態。 / 天候：天気より長い5日～1ヶ月程度の期間の平均的な大気の状態 / 気候：1ヶ月以上の長期の平均的な状態。ある地点の1年周期などでくりかえされる大気の状態。春夏秋冬の特徴など。 / 気象：大気の中の状態や現象。

⁵ PAGES (Past Global Changes) プロジェクト <https://pastglobalchanges.org>

NCEI・アメリカ国立環境情報センター <https://www.ncei.noaa.gov> など

⁶ 総合地球環境学研究所気候適応史プロジェクト <https://www.chikyu.ac.jp/nenrin/about.html> など

⁷ 伊藤啓介 2016「藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』を利用した気候変動と災害史料の関係の検討ー「大飢饉」の時期を中心にー」『気候適応史プロジェクト成果報告書1』人間文化研究機構総合地球環境学研究所

⁸ 気候などが同じ条件なら、人の社会ではいつでもどこでも同じようなことが起こるわけではない（「環境決定論」の否定）。人の社会状況は、様々な要因によって生じる。

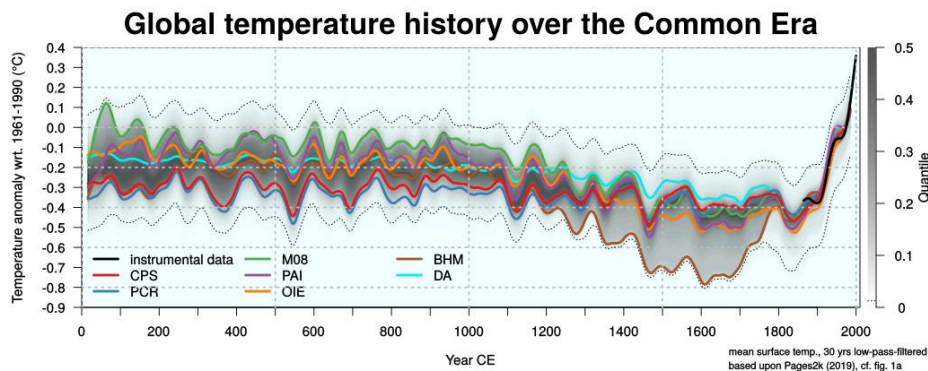


図4 Pages2k (2019) の研究に基づく西暦における地球の平均表面温度の歴史

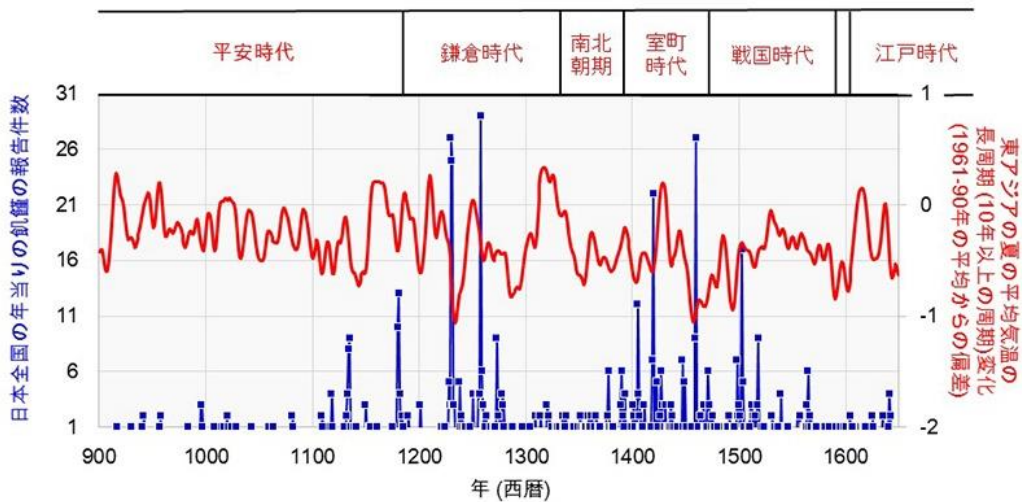


図5 中世における夏季気温の変動(赤: Cook et al, 2013)と年毎の飢饉の報告件数(青: 藤木, 2007) 気温の急激な低下のときに、飢饉記事が多い。

伊藤啓介 2016「藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』を利用した気候変動と災害史料の関係の検討—「大飢饉」の時期を中心に—」『気候適応史プロジェクト成果報告書1』人間文化研究機構総合地球環境学研究所 総合地球環境学研究所気候適応史プロジェクト <https://www.chikyu.ac.jp/nenrin/about.html> より

②集落の変遷

古気候学の成果による東アジア地域の9～10世紀の気温と降水量変化と、この時期の古代斯波郡（盛岡雫石川以南～紫波町域）の竪穴建物跡数の変化や集落立地を併せて見てみると、この気候変動が盛岡周辺の古代集落の変遷に影響を及ぼした可能性が考えられそうである。

しかし、考古学的な集落時期変遷は土器編年研究に基づく「相対年代⁹」から導かれている。「西暦〇〇年」などの「絶対年代（実年代）」は、現段階の研究成果等から見込んでいるものである¹⁰。このことから気候変動研究成果とのズレがあることも想定される。さらに、竪穴建物数増減の原因は、気候

⁹ Aの特徴はBの特徴よりも古いか新しいか、などという相互の新旧の順番。

¹⁰ たとえば、延暦22（西暦803）年に造営されたことが文献研究から明らかな志波城跡から出土する土器は、間違いなくその頃に使われたものである。しかし、801年に作られたものが持ち込まれて使われたのか、徳丹城移転直前の810年頃に作られたものなのか、何年間使われた物なのかなどの判断は難しい。放射性炭素年代測定など科学的な年代測定の精度向上や、その他の研究が進めば、細かい年代が分かるようになるだろう。よって絶対年代は、現段階の研究成果において提示できる目安であり、研究者によって差異もある。現代考古学の限界でもある。

変動だけではない。社会環境、政治体制、生活スタイル、その他の変化も想定される。よって本稿では試案として、集落変遷の原因のひとつに気候の影響もあった可能性の指摘までにとどめる。今後、土器編年研究や絶対年代研究の進展があれば、明確な関係性などの研究がすすむだろう。

a) 8～10世紀の気候変動の特徴（グラフ1・3・4）

樹木年輪セルロース酸素同位体変遷や東アジアの夏期の気温の長期変遷によれば、湿潤の時は寒冷多雨（冷夏）で、乾燥の時は温暖少雨（干ばつ）な傾向があるという。貯水・用水・灌漑・治水等の施設が整っていなかった時代は、この天候変化は農耕に大きな影響を及ぼしたことが想定される。

8世紀前葉から中葉にかけて、グラフ線の上下幅は9世紀に比較し小さい。このことから8世紀前葉から中葉は比較的安定した気候だったことが想定される。8世紀後葉から9世紀代は、数十年周期の乱高下が見られる。さらに9世紀末から10世紀中葉にかけては急激に乾燥が進み、10世紀中葉には乾燥のピークになる（948年頃）。その後10世紀後葉は、10世紀末にむけて一気に湿潤へ向かう。

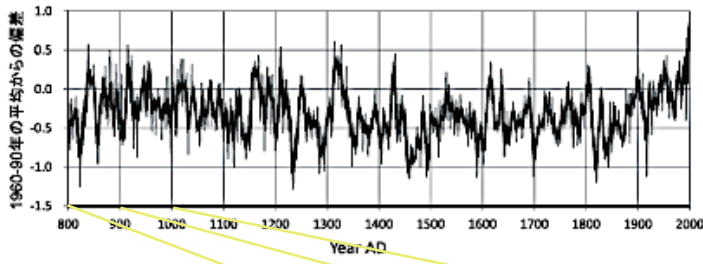
図5の研究成果から、安定した気候の後に急激な気候変動があると飢饉の記録が増える傾向にある事が指摘されている¹¹ことから、9世紀の気候変動の大きさや10世紀の急激な乾燥化は、農耕や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしたことが想定される。

b) 8～10世紀の集落竪穴建物数の特徴と歴史との関わり（グラフ2・図6）

古代斯波郡（盛岡雫石川以南～紫波町）のこれまで調査された竪穴建物跡数の変遷を見てみる。この地域に竪穴建物跡が見られるようになるのは7世紀以降のことである。8世紀前葉に急増し、8世紀後半に減少、9世紀前半に増加するが、10世紀に減少し、10世紀後半はほとんど見られない。

7～8世紀前半は、古墳時代の寒冷期から温暖化が進み、稲作農耕が可能な範囲が北上し、農耕文化の拡大が考えられる。8世紀前半に竪穴建物跡数が急増するのは、食糧生産量が増加し、多くの人口を支えることができた結果と考えられる。また、それまで政府統治範囲外だったこの地域への律令政府の介入も8世紀以降である。宮城県北部から岩手県域にかけて、政府と反抗する蝦夷集団との大規模な戦乱があった。この社会的要因も8世紀後半の竪穴建物跡数減少の理由のひとつかも知れない。9世紀前半は8世紀代の農耕基盤の上に、政府統治拠点として古代城柵志波城・徳丹城が造営され、東北南部や東国などから派遣された鎮兵なども含めた人の動きが活発化した事が想定される。社会安定化も集落増加の要因のひとつと考えられる。9世紀後半以降は、律令体制が緩み始めたことにもなう治安悪化などによる竪穴建物跡数減少があった可能性が考えられる。10世紀には、竪穴建物数が激減する。この減少は、全国的に見られる傾向という。集落が竪穴建物主体から、遺構として残りにくい粗末な掘立柱建物主体に移行した可能性や、年代決定根拠となる遺物の量が減る、つまり日用雑器が土器から現代まで残りにくい木製品や鉄製品が多く使われるようになった可能性もあり、その時代の痕跡が見つかりにくくなった可能性も考えられよう。

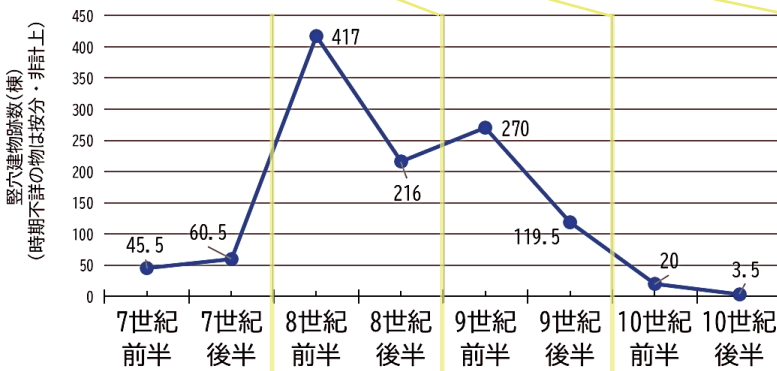
¹¹ 伊藤啓介 2016「藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』を利用した気候変動と災害史料の関係の検討―「大飢饉」の時期を中心に―」『気候適応史プロジェクト成果報告書1』人間文化研究機構総合地球環境学研究所



グラフ1
年輪幅の広域データベースを用いて復元された東アジアの夏季平均気温の変動

9世紀から現代の夏季気温変動

(中塚武 2016 「気候の変動に対する社会の応答をどのように開析するか？」『気候適応史プロジェクト成果報告書1』総合地球環境学研究所)

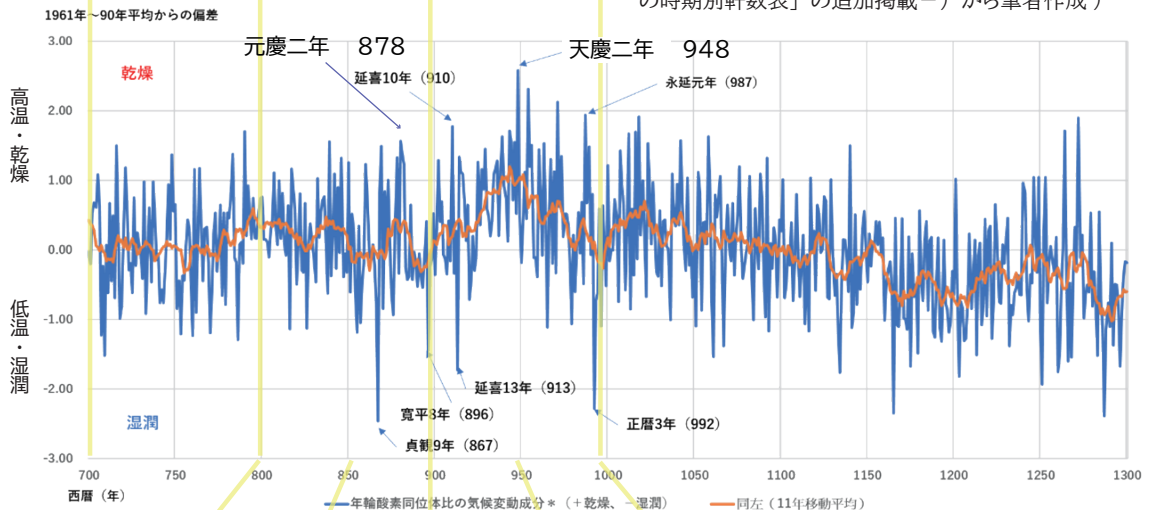


縦穴建物数の変化から、8世紀の縦穴建物数増加、9世紀の漸次減少、10世紀の激減の様子が読み取れる。

グラフ2

古代ス波郡の時期ごとの縦穴建物跡数

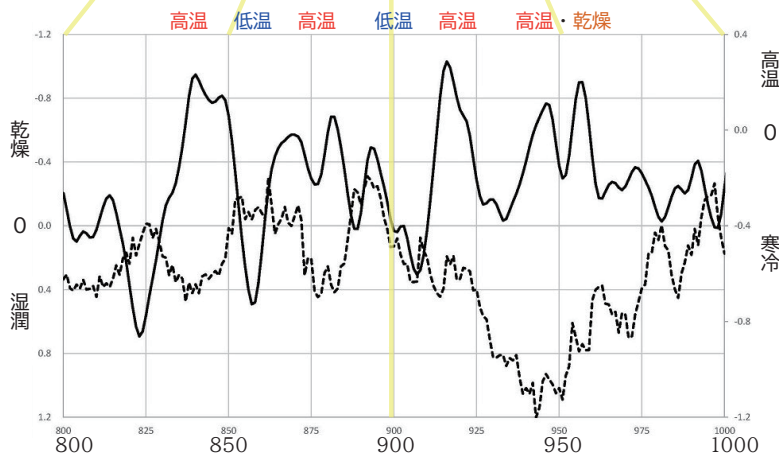
(北東北古代集落研究会 2014 「古代末期の土器編年構築と集落遺跡の特質からみた、北東北世界の実態的研究」及び、村田淳「岩手・紫波地区(盛南地区遺跡群)」の縦穴建物跡集成の追加データ「縦穴建物跡集成表」及び「遺跡ごとの時期別軒数表」の追加掲載-) から筆者作成)



グラフ3 8～13世紀における年別夏期降水量傾向の変遷

(國學院大學ウェブサイト『科学データが見せる10世紀に社会が大きく変化したわけ ヒトと自然、これまでとこれから』笹生衛教授 前編)より)

気候変動と近世などの飢饉関係資料研究から、気候の安定から急降下や急上昇の際に、不作・飢饉が発生していることが指摘されている。



グラフ3・4から、8世紀は変動が少ない(安定)、9世紀は数十年ごとの大きな変動(乱高下)、10世紀は半ばをピークに高温乾燥が読み取れる。10世紀代の縦穴建物数減少の原因のひとつに、干ばつの影響もあったか?

グラフ4 9～10世紀の気候

--- 降水量偏差 (左軸) — 気温偏差 (右軸)

(伊藤俊一 2022 「気候変動と日本史」IEEI Web サイト <https://ieei.or.jp/2022/03/exp1220310/> 2022.03.10 より)

一方、10世紀半ばから11世紀頃の盛岡－秋田以北から北海道渡島半島以南には、山や丘の上に営まれた集落や、堀や土塁で囲んだ集落が発生する（図6）。この時期に山地に立地したり堀で囲郭される集落がみられるのは、全国的にこの地域のみである。

日本史上、同種の集落は、弥生時代後半の瀬戸内海沿岸に多く見られる。これは『魏志倭人伝』に見える「倭国大乱」との関係性が指摘されており、地域間抗争が多かった証という説や地域首長の拠点集落の威信を示すために築かれたという説がある。

また、近世の北海道のアイヌの社会にも、堀を巡らせたり高地に築かれたりする「チャシ」と呼ばれた集落や施設があった。アイヌは地域首長によって率いられた部族社会だったことから、部族同士の対立抗争から集落を守るために築かれたり、首長同士の討論の場として使われた場所とされる。

古代東北の蝦夷達も、集落や地域ごとに首長によって率いられた部族社会で、部族同士は敵味方様々だったと考えられている¹²。平安時代前半までに、盛岡の雫石川以南地域は部族社会を基底しつつも、行政区画である郡がおかれ律令統治体制下に入ったと考えられるが、それ以北はしっかりとした政府の統治体制がとられておらず、部族社会が色濃く残っていた可能性が考えられる。たとえば、秋田県北部で起きた大規模な叛乱である「元慶の乱」（878年）の記録には、鹿角・比内・能代など12村が反乱を起こし、添川など3村などは政府側について反乱軍と戦ったこと、鎮圧に当たった鎮守将軍・小野春風は蝦夷の言葉にも通じており鹿角の蝦夷首長7人を説き伏せた、とあることなどから、村ごとに独

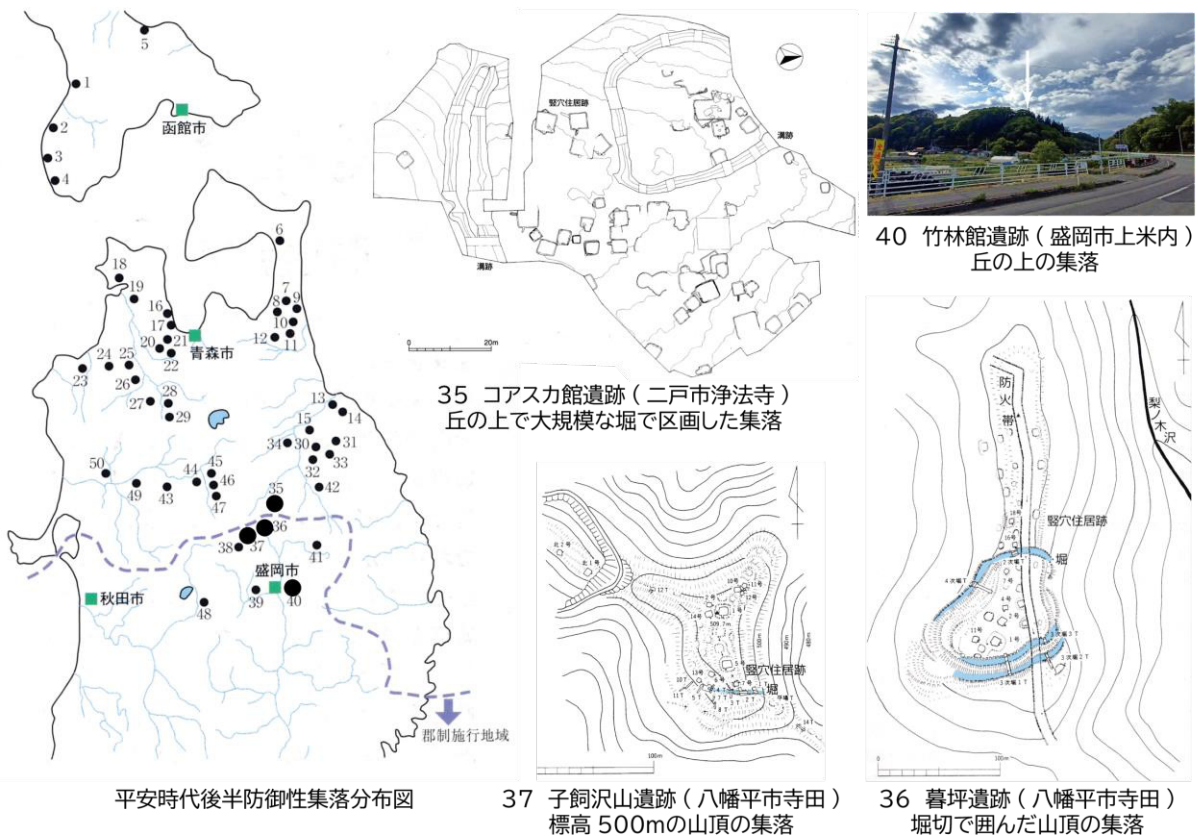


図6 平安時代後半の高地性集落・囲郭集落
 （盛岡市遺跡の学び館 2004『第1回企画展「陸奥国最前線-志波城と北の蝦夷たち-」』）

¹² 工藤雅樹の研究による。 工藤雅樹 2000『古代蝦夷』吉川弘文館 ほか多数において指摘している。

立していたことや、政府が村と把握した中にも首長によっていくつかの集団（部族）があったことがわかる。

以上のことから、これらの集落は、盛岡以北の地域が 10 世紀後半から 11 世紀にかけて社会的な不安や混乱から身を守る必要性が生じた結果、集落ごとに防御を固めるために発生した可能性が考えられる。一方、九戸村「黒山の昔穴遺跡」の発掘調査では、立地条件や火事で焼失した竪穴建物跡から炭化した木地椀の未製品が出土したことから、防御が主眼では無く木地師集団などの山の暮らしをしていた人たちの集落であった可能性が指摘されている¹³。

いずれにせよ、この地域の特殊な事情を物語る遺跡として、社会や政治体制などとの関わりも含め研究が進むことが期待される¹⁴。

c) 文献史料からみる 9～10 世紀の災害と人々の様子（表 1）

今に残る奈良・平安時代の文献史料は、政府の記録や歴史書、都の貴族等の日記に限られ、地方の詳細な記録はない。都から遠い陸奥・出羽の奥地の記事は、城柵など政府施設を襲撃した反乱の記録、国司などの任官の記録、交易品についてなど、都人にも影響を及ぼした内容は記載されているが、局地的な気候災害や飢饉などは、庸調などの税をとれない、交易馬や絹などを上納できないなど、よほどのことが無い限り記録されなかったと考えられる。このことを考慮に入れた上で、竪穴建物跡数に変化の見える 9～10 世紀の記録をしてみる。北東北に関する代表的なものは別表 1 のとおりである。このうち東北地方の混乱の様子が見えるものとして 2 例挙げる。

○元慶の乱（元慶二年・878 年 3～10 月）・・・秋田城を襲撃した広範囲大規模な反乱

- ・元慶二年四月四日己巳条 去年不登。百姓飢弊。（昨年是不作で、庶民が飢えている。）
 - ・元慶五年八月十四日庚寅条 出羽国司言、去元慶元年穀稼多損。庸調不備。
（出羽国司が、元慶元年は穀物が多く損害を受けたため、税を備えなかったと報告した。）
 - ・元慶二年三月廿九日乙丑条 夷俘叛乱。今月十五日焼損秋田城並郡院屋舎、城辺民家。
（地元の人たちが反乱を起こした。秋田城やその役所建物、周辺の民家を焼き払った。）
- （日本三代實録）

元慶 2 年（878 年）3 月、秋田県北部を中心に発生した大規模な動乱。秋田県北部の人々が秋田城や周辺の官舎、集落を焼き討ちした。政府は陸奥や関東甲信からの派兵や、俘囚¹⁵軍（政府側に付いた地元民の軍）で鎮圧に当たった。鎮守将軍・小野春風が、鹿角の反乱勢力を説得し、首長 7 人を連れて戻るとした結果、多くが投降し沈静化した。政府軍が優勢になったひとつの要因に、津軽の

¹³ 九戸村教育委員会 2021『黒山の昔穴遺跡と関連遺跡-黒山の昔穴遺跡総括報告書-』九戸村文化財調査報告書第 12 集

¹⁴ 今野公顕 2004「東北北部の古代防御性集落」『第 1 回企画展「陸奥国最前線-志波城と北の蝦夷たち-」図録』盛岡市遺跡の学び館

¹⁵ 俘囚： 政府側についた東北地方に住んでいた人たち。必ずしも郡制施行地域だけでない。元慶の乱時には、政府は津軽の俘囚は常に村同士で戦闘をしており強いことから、一斉に反乱軍側に合流されると危険だとして、味方に引き入れるよう交渉していたようである。また、政府は反乱軍側では無い付近の俘囚の村に対し、備蓄していた食糧などを分け与えるなどして、政府側に協力するよう働きかけていた。

人たちによる俘囚軍の協力が大きかったようである。

この前年、凶作に見舞われ人々が飢饉に陥っていたことが記録されている。事件発生直後の記録には、「抑亦国宰之不良（そもそも、また国宰よろしからず。）」とあり、地方官にも動乱発生の責任の一端があったことが指摘されている。苛政を敷いていたのだろうか。

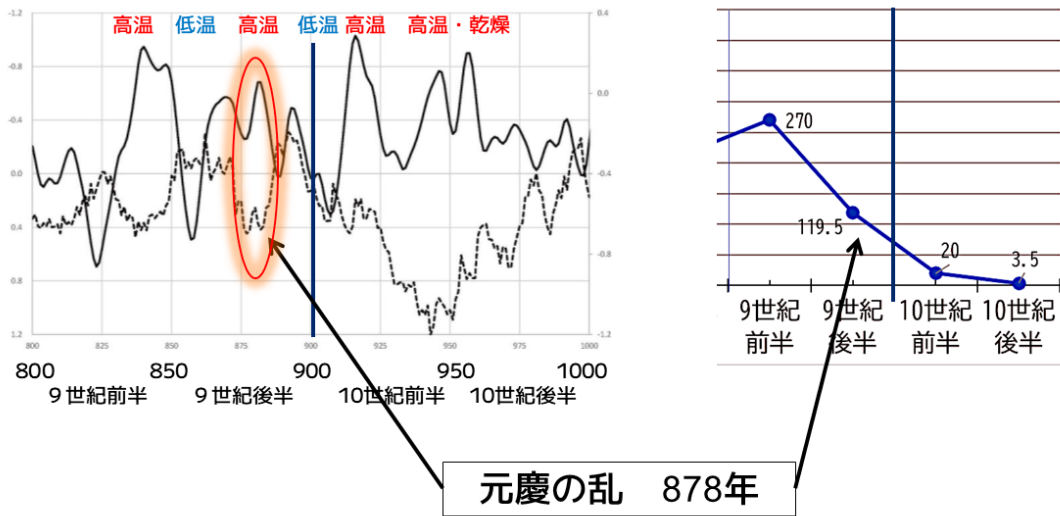
貞観13年（871年）に鳥海山噴火、貞観15年（873年）には陸奥国で餓死者数万人、貞観17年（875年）には秋田沿岸に渡嶋蝦夷達が来襲している。噴火による社会不安、陸奥で餓死者がでる不作、渡嶋からの襲来、これらも反乱発生の下地になった可能性も考えられよう。

○天慶2年（939年）の出羽国の反乱

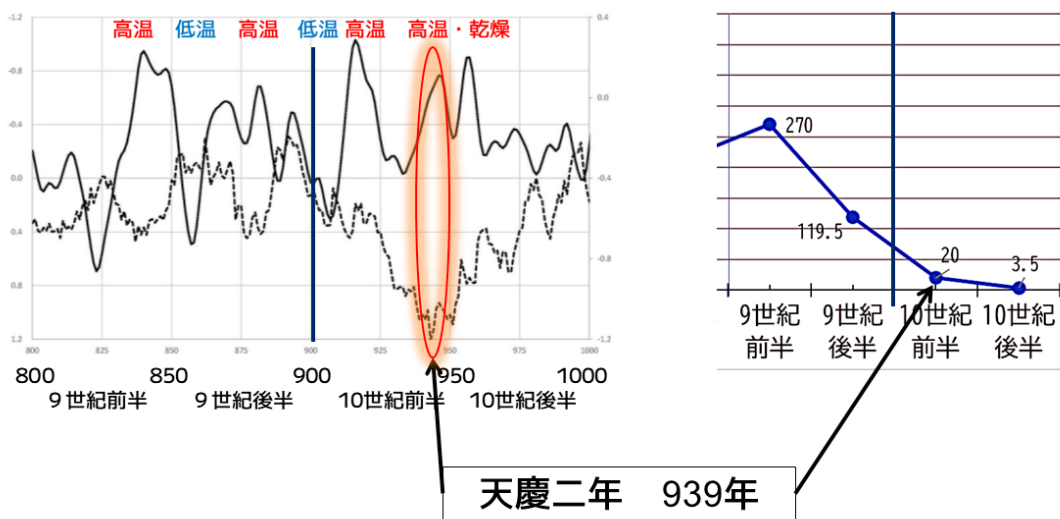
- ・天慶二年四月十七日条 出羽国馳駅言上、凶賊乱逆与秋田城軍合戦事等。（貞信公記抄）
（出羽国から早馬が来て報告があった。逆賊と秋田城の軍が戦闘した。）
- ・天慶二年五月六日条 出羽国馳駅使来。其解文云、賊徒到来秋田郡、開官舎、掠取官稲、焼亡百姓財物。又率異類可来云々。（貞信公記抄）
（出羽国から早馬の使いが来た。解文には、賊が秋田郡の役所の施設を開け、備蓄稲をかすめ取り、周辺の庶民の資財を焼き払った。また仲間たちを連れてくると言っていた。）
- ・天慶二年五月六日丁未条 出羽国馳駅言上俘囚反乱之状。（日本紀略）
（出羽国の早馬の使いが、俘囚が反乱をしたことを報告した。）
- ・天慶二年五月十五日丙辰条 奉幣諸社。祈兵革可消之由。（日本紀略）
（各神社に奉幣し、兵乱が治まることを祈念した。）
- ・天慶二年六月廿一日辛卯条 政。又上卿奏、陸奥解文状。今年四月出羽国有俘囚乱、仍馳駅言上解文。出羽移陸奥告可起送兵之由、爰陸奥准延喜三年例。進上奏状。（本朝世紀）
（出羽国で反乱が起きたので、陸奥国から出羽国へ兵を送ることを指示した。）
- ・天慶二年七月十五日甲寅条 出羽国重言上、俘囚反乱之由。（日本紀略）
（出羽国が重ねて報告してきた。反乱が起きているとのこと。）
- ・天慶二年七月十八日丁巳条 給出羽国官符二枚也。一枚、以国庫納器仗戎具、下行軍士可充合戦事、并以正税穀充軍粮事。一枚弥、練精兵追討賊徒、并可加譴責於秋田城司介源嘉生朝臣事。（本朝世紀）
（出羽国に官符を出す。一枚は、国庫の武器類等を軍に出し、戦に備えること。税の穀物を兵糧に充てること。もう一枚は、兵を訓練し賊徒を討伐すること。秋田城司介の源嘉生朝臣の責任を問うこと。）
- ・天慶二年八月十一日己酉条 出羽国馳駅重来（日本紀略）（出羽国の早馬の使いが、また来た。）

この動乱の前に、出羽国における飢饉等の記事は見られない。しかし、同時期に関東では平将門が、瀬戸内海では藤原純友が、それぞれ大規模な反乱を起こしている（承平・天慶の乱・935～941年）。相互の関連はないが、全国的に「動乱が起きやすい時期」だったことが推測できる。政府官人の不策、荘園が増加し国家体制が揺らぐと共に、天候不順による農作物の不作（干ばつ、大雨）、疱瘡などの疫病流行、その他災害などにより、庶民の怒りや社会不安があったことが文献記録から読み取れる。

2-3 気候変動と暮らし …古代のムラの変遷と気候変動



2-3 気候変動と暮らし …古代のムラの変遷と気候変動



- 気候やその他環境だけで、人の社会は決まるわけではなく、ひとつの要素である。(環境決定論の否定)
- 8世紀に盛南地区を中心に集落が増えるのは、気候安定・農業技術向上・人の移動などによるだろう。
- 8世紀後半の集落減少は、政府の介入強化・戦乱の影響か。
- 9世紀前半の増加は、志波城・徳丹城など、社会の再編や安定化、鎮兵など人の移動によるものだろう。
- 9世紀後半からの集落減少は、気候の影響も考えられる。
- 10世紀後半にかけての集落のあり方の変化は、従来から指摘されていた政府統治体制が緩んだことに加え、天候不順による飢饉や災害がしばしば発生していたことも背景の一端だったことが、気候の変動の様子からうかがえる。

d) 8～10 世紀の集落変遷のまとめ

グラフ1・3・4 から、元慶二年（878 年）は数十年単位の気候変動が目立つ 9 世紀後半のうち、寒冷湿潤から高温乾燥へ一気に変動している。天慶二年（939 年）は 10 世紀の高温乾燥の時期の中でも、もっとも気温が高く降水量が少なく、干ばつ発生のパークと考えられる。これが出羽国の動乱や承平・天慶の乱の時期と重なる。不作も動乱発生のひとつのきっかけになった可能性が想定される。

グラフ2 から、古代ス波郡内の竪穴建物数は、気候が安定した 8 世紀前半に急増し、気候が不安定化する 9 世紀後半から減少し、10 世紀は激減する。この激減する 10 世紀半ば以降は、盛岡以北で高地性集落や囲郭集落が発生する。この集落は、律令体制の崩壊と貴族中心の王朝国家期や全国的な荘園増加時期の地方が混乱した状況のもと発生したことが考えられ、11 世紀半ばの安倍氏・清原氏の台頭を契機に収束すると見られている。

この 10 世紀後半にかけての集落のあり方の変化は、従来から指摘されていた政府統治体制が緩んだことだけでなく、古気候研究成果と文献等との照合から、天候不順による飢饉や災害がしばしば発生していたことも原因の一端だった可能性がうかがえる。

3 遺跡や歴史文化遺産 と SDGs

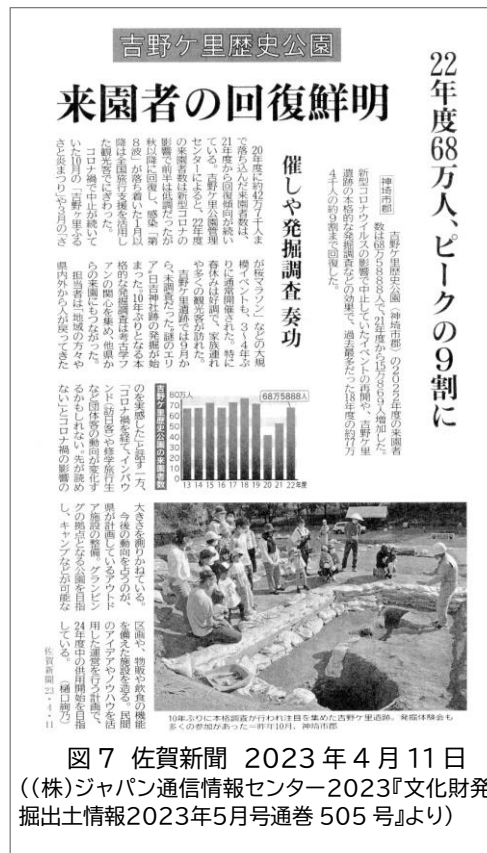
4:質の高い教育をみんなに 8:働きがいも経済成長も 11:住み続けられるまちづくりを

(1) 遺跡や歴史文化遺産の価値

最近、吉野ヶ里遺跡の発掘調査の話題が、ニュースを賑わしている。佐賀県は未調査域を発掘調査し、報道発表や現場公開を重ね、世間に話題を提供し、コロナウイルス流行で減少していた来訪者も増加しているという（図 7）。

吉野ヶ里遺跡に多くの人々が訪問することによる「吉野ヶ里効果」と呼ばれた経済効果が指摘されている。観光収入やそれに伴う様々な産業活性化が指摘された。同様の指摘は青森県「三内丸山遺跡」や、一戸町「御所野遺跡」でも遺跡を生かした地域活性化のテーマとして扱われている¹⁶。

歴史文化遺産（遺跡も含めた過去の人たちの文化的な営みの痕跡）の価値には、大きく 2 種類が考えられる。個性とも言える学術的・歴史的・芸術的などの「本質的価値」と、本質的価値に立脚するその「場所がもつ価値」や、「経済活動の価値」などが内包される「社会的価値」がある、と筆者は考えている（図 8）。



¹⁶ 澤村明 2011『遺跡と観光』同成社 / 同 2006「縄文遺跡保存と活用のあり方-三内丸山遺跡・御所野遺跡を事例とした経済効果の測定を手がかりに-」『文化経済学 5巻2号』文化経済学会

(2) 遺跡や歴史文化遺産の価値の関係 (図 8)

「本質的価値」は、調査・研究・保存・継承によって向上される、学術的・美術的など、そのものがほかと比較して歴史文化遺産として認識される根拠となる固有の価値である。古いこと、歴史上技術的に革新的なこと、社会の特徴や画期となる出来事のあった場所や記念碑、ある時の特徴を顕著に表すもの、その時の人の行為のうちでも特出した特徴を持つ物などが考えられる。

「社会的価値」は、その歴史文化遺産に本質的価値が有ることによって、社会の中で認識される価値であり、本質的価値を生かすあらゆる社会行動（活用）の上で生み出される価値と言える。その中には、「経済的価値」と「場所の持つ価値」が含まれる。経済的価値は、観光資源としての活用やそれを取り巻く交通運輸、飲食、宿泊、関連商品、保存整備、展示、維持管理、それらの人件費など、多岐多様にわたる経済活動の素材としての価値である。場所の持つ価値は、本質的価値が存在する場所及びその周辺で、人々が見出すほかの場所とは違う特別な場所と思う価値だ。あらゆる市民活動や場所への市民の関与、学習や教育活動の素材、文化活動の場としての利用、景観を眺めたり散策したりする場所、それらをとおして得られる自己のアイデンティティや身近にあるという誇り、などが考えられる「地域の価値」ともいえる。

価値の源泉である本質的価値の向上が、社会的価値向上に必要といえる。本質的価値を向上させなければ、社会的価値は時間を経ることに減少する。地域の歴史を物語るとして文化財指定された遺跡も、その後に調査研究や維持管理がされなければ、指定当初に注目されることで生じた市民などの関心といった社会的価値は、忘れ去られていくことで減少する。逆に、昨今の吉野ヶ里遺跡の例のように、本質的価値を向上させ社会的価値が向上すれば、社会からの関心が増え、本質的価値向上の需要も高まっていくという相乗効果が見込まれる。

(3) 経済的な問題 ……文化経済学、自由経済、取捨選択

① 国家支出に占める文化支出割合 調査・研究・保存には費用が必要である。本質的価値が社

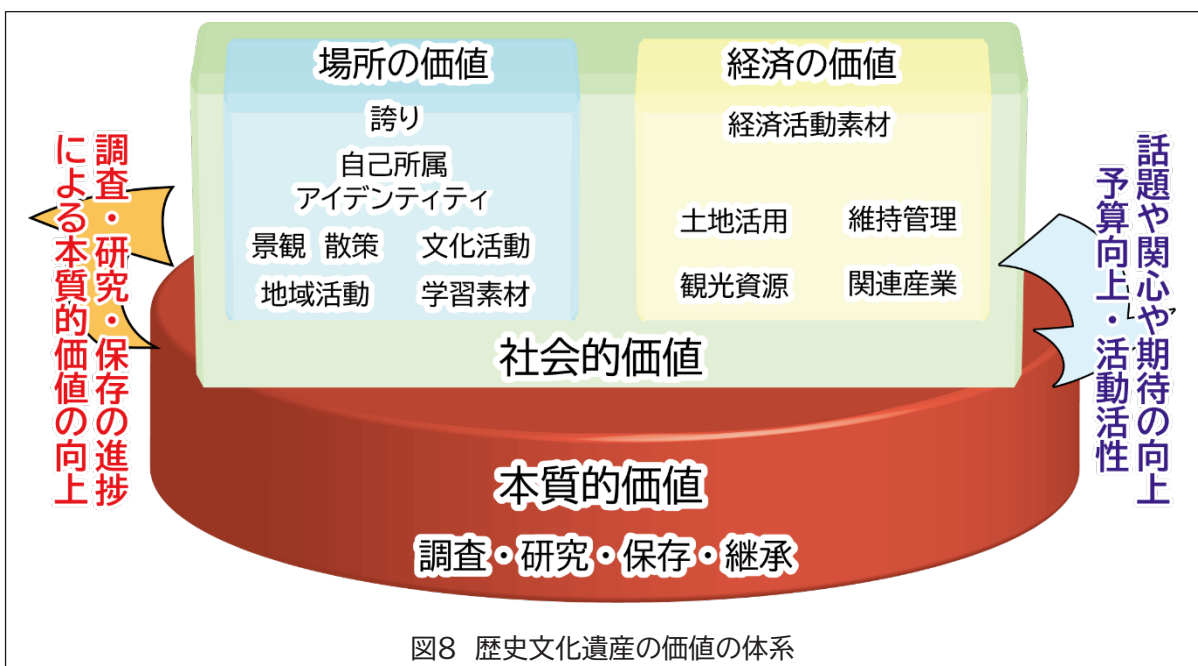


図8 歴史文化遺産の価値の体系

会に認められたとしても、生活に密着した経済活動、社会基盤、福祉、教育等と直接結びつきにくいことから、資本主義社会の特にも新自由主義的な社会においては、投資がされにくいのも現実である。日本の国家予算における文化関係支出割合は、2019年度は0.12%ほどであり、諸国との比較においても下位である¹⁷。

②文化関係の経済効果 歴史文化遺産を含む文化関連施策の経済効果は、文化経済学・文化政策学などで研究され、文化施策に公共・民間を問わず予算をかけることで、経済振興、地価向上、市民活動活性化、地域の魅力やイメージ向上などに伴う経済波及効果が見込めるという研究がある¹⁸。一方、経済効果という点では、デメリットや科学的根拠が弱いのではないかという指摘も見られる¹⁹。

③歴史文化遺産の取捨選択 人口減少、少子高齢化、縮小する地方経済など、多くの課題を抱えた地方自治体が、限りある予算や人的資源を潤沢に文化や歴史文化遺産に費やすことは困難だ。取捨選択と集中はやむを得ないと考えざるを得ない。

この際に優先されるのは、経済振興に利すると考えられている観光資源として活用できる歴史文化遺産になることは想像にやさしい。文化庁は2018年の文化財保護法改正において、文化財施策は「保存」から「保存と活用」へ移行するとした²⁰。少子高齢化や地方経済縮小を見据え、文化財を国民総掛かりで未来へ継承するために活用を促進するとし、観光立国や文化観光を推進する法整備とその施策を推進した。文化庁の予算も、外国人観光客対応のための解説多言語化などの関連予算を増加させ、地方自治体に積極的にこの施策へ対応するよう呼びかけている。

ここで懸念されるのは、本質的価値は認められるものの、立地などにより積極的に観光資源化されにくい歴史文化遺産の将来だ。限りある人的・経済的資源を十分に割り当てられなくなり、住民や関係者から忘れ去られ、あらゆる価値が低いと認識されてしまう懸念がある。本質的価値向上が停止し、社会的価値が減少し、文化財保護法の当初の改正目的であった「少子高齢化や地方経済縮小を見据え、文化財を国民総掛かりで未来へ伝承するために活用を促進する」ことが困難になりかねない。

¹⁷ 日本と諸外国の文化関係の国家支出額(円換算)と国家予算における割合(2019年度調べ・法や制度の違いにより一概に比較はできないが参考として。) (文化庁2020『令和元年度 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』) 日本 1,167億円0.12%、フランス 4,394億円0.92%、ドイツ 2,280億円0.52%、イギリス 2,522億円0.22%、韓国 3,015億円1.14%

¹⁸ デイビッド・スロスビー2002『文化経済学入門』日本経済新聞社、同2014『文化政策の経済学』ミネルヴァ書房 / 後藤和子・勝浦正樹2019『文化経済学－理論と実際を学ぶ－』有斐閣

¹⁹ ジェフリー・クロシック、パトリツィア・カジンスカ、中村美亜 訳2022『芸術文化の価値とは何か－個人や社会にもたらす変化とその評価』(英国 芸術・人文学研究会「文化的価値プロジェクト報告書」)水曜社

²⁰ これに対し松田陽は、文化財保護法の規定する「文化財保護」には当初から保存と活用がうたわれており、古くから文化財保護行政は積極的に活用も行ってきたことを指摘している。併せて活用促進によって保存がないがしろになるという不安に対して、保存と活用は二項対立では無く法の両輪であること、従来からやってきていること、法制定から2018法改正までに活用という言葉が求める意味に変遷(公開→普及→教育→まちづくり→観光資源)が見られることなどを指摘している。/ 松田陽2018「保存と活用の二元論を超えて-文化財の価値の体系を考える」『文化政策の現在3 文化政策の展望』東京大学出版

(4) 地域における場所がもつ社会的価値を意識する

①地域における社会的価値を意識する　ワインやチーズなど地域ごとの個性的な食文化を保護しているフランスやイタリアでは、食と農に関して「地域の個性」を保護している。フランス語の「テロワール」という言葉は、フランス国立原産地呼称機関の定義によれば、「地域的空間であり、そこでは人間共同体が歴史を通じて生産の集合的知識を構成する。それは物理学的・生物学的環境と人間的要素全体との間で相互作用システムに基づいている。そのなかで作用している社会技術的軌跡がこの地理的空間を原産地とする材に対してオリジナリティを示し特異性を付与し評判を生み出す」とされている。また、イタリアの「テリトリーオ」は「都市と周辺の田園や農村が密接に繋がり、支え合って、共通の経済・文化・アイデンティティを持ち、個性を發揮してきたそのまとまり」と定義される²¹。

数多くある歴史文化遺産の本質的価値も、国家レベルで語られるものはあまり多くない。むしろ、その地域的空間において、どのような歴史の上に成り立っているかが、本質的価値の根源と言える。数多くの関連する歴史文化遺産やそれを取り巻くあらゆる風土は、その地域の個性と言える。それは、観光資源としてだけでなく、地域に住む人たちにとっての「場所の価値」「地域の価値」となるだろう。

②地域の価値を生かす例　盛岡市内にも、地球規模の寒冷期にあたり気候が安定しなかった江戸時代の人々をたびたび襲った飢饉による死者を供養した石碑（飢餓供養塔）が多く残っている。近世史研究から、飢饉の後に東北の各藩は食料備蓄を進めていたことが明らかになっている。しかし、仙台藩では天明三年（1783年）の天候不順による大阪堂島米市場の先物取引の米価高騰をみて、備蓄米を売却し利益を上げたという。当然その結果、米が不足し領内で飢饉がおきた。このことから、地域内にどのような石碑が残っているのか調べる地域活動の資源とし、食料備蓄や食料獲得方法の多様化が必要なことや、農業生産の歴史などを知るきっかけとし地域理解を深めることができるだろう。

志波城跡の外大溝跡や築地堀の内溝外溝は、915年降灰の十和田a火山灰が堆積した後に、砂で一気に埋没した状況や、中太田～上太田地区の平安時代の集落が砂で埋もれている例がみられる²²。このことから、雫石川が10世紀後半に大規模な氾濫をし、広範囲に大きな被害があった可能性が指摘できる。ダムや堤防の歴史や構造への関心、常時から意識して備える生活をする、などを周辺住民が考えるきっかけとすることも考えられよう。

大館町遺跡や手代森遺跡、繫遺跡などでは、今も畑地などで土器や石器を採集できる。自分の住んでいる地域にどのくらい前からどのような暮らしを営んできた人がいたのか知ることで、現在との違いを知り、地域への理解や誇りへつなげることもできるだろう。

²¹ 木村純子・陣内秀信 2022『イタリアのテリトリーオ戦略 甦る都市と農村の交流』白桃書房

²² 今野公顕 2013「志波城跡と災害」『第39回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

盛岡市遺跡の学び館 2013『第12回企画展「災害の歴史－遺跡の残された爪痕」』展示図録

(5) 遺跡や歴史文化遺産の未来

歴史文化遺産から得られるものは、人によって多様である。歴史が好きな人なら、そこで誰が何をしたのかに関心を持ち、日本史の中でどのような位置づけになるか考えるだろう。伝承や地名に興味のある人、動植物に関心のある人、工事の跡に関心のある人、眺めが好きな人、なんとなく好きな人……。地域のシンボリックな場所への愛着とその場所の記憶、たとえば子どもの頃に遊んだ記憶、眺めるとホッとさせる景色としての記憶など、一人一人がその場所への想いや感じること、学び取れることは異なる。その多様性こそが人の持つ力であり、それがその歴史文化遺産の持つ大きな価値といえる。

人それぞれが持つ場所の記憶や個性（パブリック・ヒストリー）を生かすことは、まちづくりの視点からも、周囲の人たちの誇りやアイデンティティ（帰属意識）の向上に寄与し、住みよい場所につながる事が指摘されている²³。まずは、地域活動として住民が歴史文化遺産に何らかの形で関与することが、理解を深め愛着が生まれ、その歴史文化遺産の社会的価値の向上につながるだろう（志波城跡の住民参加の事例）。地域住民だけの取り組みが難しい場合は、行政や大学、博物館などと一緒に調査・研究や活用をすることもできる。外からの視点を入れることで、新鮮な気づきを得られ、より歴史文化遺産の社会的価値の向上が見込めるだろう（紫波歴史研究会の取り組み事例）。

4 まとめ

SDGs を推進するにあたり、どのような対策や行動が、未来の地球上のあらゆる人や生物にとって好ましいものとなるのかは、過去の人々の行いをふりかえり知ること、大きな知恵が得られる。

それを知ることができる具体的な事例として歴史文化遺産の活用があげられる。歴史文化遺産の価値には本質的価値とそれに立脚する社会的価値がある。観光資源として活用する経済的価値が重要視されがちだが、歴史文化遺産の持つ社会的価値の根本は、場所の価値を生かした地域の人たちが見出す価値だ。

歴史文化遺産から受け取る価値は人によって多種多様である。あらゆる歴史文化遺産から、人それぞれが様々なことを学ぶことができ、あらゆる SDGs のゴールに結びつけることができよう。特に歴史文化遺産は「11・住み続けられるまちづくり」を考える上では、最大限いかすことができる重要な要素だ。

また、各地の博物館施設は、地域理解を深める地域活動の拠点として一層活用が図られるべきものとして、博物館法改正や国際会議での博物館の定義の見直しがされている。市民が気軽におとずれ、地域理解を深め、よりよく住み続けられることのお手伝いが、私たち博物館施設職員の大きな役割のひとつであり、一層気軽に活用して欲しいと願う。²⁴

²³ ドロレス・ハイデン 2002『場所のカーパブリック・ヒストリーとしての都市景観』

²⁴ ウクライナでは戦火により歴史文化遺産が危機に瀕している。現地関係者は復興時に土地の歴史や誇りは必要になると、必死に保存をしているという。東日本大震災後、工事等に伴う発掘調査で縄文時代や古代・近世などのたくさんの遺跡が調査された。地域の人たちは、自分の住んでいた町にこんなにも古くから人が住んでいたことを知れて良かったと話していたという。

和暦	西暦	内容	災害・飢饉・混乱などに関する史料記載事項、火山噴火（出典）
天平宝字7年	763	不作	陸奥国飢饉。五穀など実らず。（日本凶荒史考）
天平神護2年	766	飢饉	陸奥国等飢饉。勅して負租を免じる。（古今凶饉誌）
天応元年	780	噴火	富士山 噴火（続日本紀）
延暦25年	806	噴火	磐梯山 噴火（日本紀略）
天長7年	830	疫病	陸奥・出羽国疫病。死者多数。
承和4年	837	噴火	鳴子 噴火（続日本後紀）
承和10年	843	疫病	陸奥国など飢饉。疫病流行。賑給を給う。
	844	噴火	蔵王連刈田 噴火
齊衡元年	854	飢饉	陸奥国 飢荒する。 齊衡元年四月 陸奥国奏曰、去年不登。百姓困窮。兵士逃亡、已乏屯戌。今虎狼之類、争事強盜。逆乱之萌、近在目前。請発援兵二千人。以備不慮。勅、許発一千人。（文徳天皇実録） 齊衡元年五月 勅、陸奥国、以穀一万石、賑給俘夷。（文徳天皇実録） 齊衡元年九月 陸奥国百姓復一年。（文徳天皇実録）
	855	暴動	齊衡二年正月 陸奥国奏曰、奥地俘囚等、彼此接刃、殺傷同種。事須警備以防非常。（文徳天皇実録） 齊衡二年正月 陸奥国飛駈奏、請加発援兵二千人。勅曰、夫辺要之寄… 又知騷擾之由、発於飢困。故賜賑給料一萬斛。…（文徳天皇実録）
貞観元年	859	天候不順	貞観元年四月七日 武蔵国去秋水撈、下野国大風、陸奥国洪水、出羽国霜雹、加賀国水旱、出雲国秋寒。並賑給之。（三代實録）
貞観六年	864	噴火	富士山七尾山 貞観大噴火（三代實録）
貞観11年	869	地震	（貞観地震） 陸奥国で大地震。陸奥国地大いに震い、海嘯哮吼して溺死者一〇〇〇余人。推定M8.6~9.0。 貞観十一年五月二十六日条 陸奥国地大震動。流光如昼隱映。頃之、人民叫呼、伏不能起。或屋仆压死、或地裂埋殮。牛馬駭奔、或相昇踏。城郭倉庫門櫓城牆壁、頽落顛覆、不知其数。海口哮吼、声似雷霆。驚濤涌潮、沂洄漲長、忽至城下。去海数十百里、浩々不弁其涯淡。原野道路、忽為滄溟。乘船不運、登山難及。溺死者千許。資産苗稼、殆無子遺焉。（三代實録） 貞観十一年九月七日辛酉条 以從五位上行左衛門權佐兼因幡權介紀朝臣春枝為檢陸奥国地震使。判官1人、主典1人。（三代實録） 貞観十一年十月十三日条 地震や津波の被害にあった陸奥国に対し租と調を免除して、食料を支給する。（三代實録） 貞観十一年十二月廿九日 遣使者於石清水神社奉幣。 陸奥国地震、夷俘逆謀叛乱、国内兵賊難事、水旱風雨、疫病飢饉、国家大禍等のため（三代實録）
貞観13年	871	噴火	鳥海山 噴火（三代實録） 貞観十三年五月十六日辛酉条 出羽国司言、去四月八日、山上有火。燒土石、又有声如雷。自山所出之河、泥水泛滥。其色青黑、臭氣充滿。人不堪聞、死魚多浮。擁塞不流。有岡大蛇。長十許丈、相流出、入於海口。…（三代實録）
貞観15年	873	飢饉	陸奥国飢饉。農民困窮し、餓死者数万人に達する。
貞観17年	875	反乱	貞観十五年三月廿日甲申条 陸奥国頻年不登。賑給之。（三代實録） 貞観十七年十一月十六日乙未条 出羽国言、渡嶋荒狄反叛。水軍八十艘、殺略秋田・飽海両郡百姓廿一人。勅牧宰討平之。（三代實録）
元慶元年	877	不作	<元慶の乱の前年> 天下大旱にして凶作。農民飢弊する。
元慶二年	878	不作	元慶二年四月四日己巳条 去年不登 百姓飢弊（日本三代實録）
元慶五年	881	不作	元慶五年八月十四日庚寅条 出羽国司言 去元慶元年穀稼多損 庸調不備（日本三代實録）
元慶二年	878	反乱	<元慶の乱> 元慶二年三月廿九日乙丑条 夷俘叛乱。今月十五日燒損秋田城並郡院屋舎。城辺民家。（日本三代實録） （関連資料が多いため割愛。それほど政府が衝撃を受けた証左といえる。）
元慶八年	884	怪異	元慶八年九月廿九日丙戌条 出羽国司言 今年六月廿六日 秋田城雷雨晦冥 雨石鐵廿三枚、七月二日 飽海郡海浜雨石似鐵 其鋒皆向南、陰陽寮占云 彼国之憂 応在兵賊疾疫（日本三代實録・日本紀略） 元慶八年十月二日己丑条 下知出羽国 勤慎警固 以雨鐵見之怪兵疫示凶也（日本三代實録）
仁和元年	885	怪異・祈祷	仁和元年十一月廿一日辛丑条 去六月廿一日 出羽国秋田城中 及飽海郡神宮寺西浜雨石鐵 陰陽寮言 当有凶狄陰謀兵乱之事 神祇官言 彼国飽海郡大物忌神・月山神 田川郡由豆佐乃壳神 俱成此怪 崇在不敬 勅令国宰恭祀諸神 兼慎警固（日本三代實録）
仁和二年	886	怪異	仁和二年六月七日乙卯条 下知 陸奥・出羽両国、太宰府、令慎警固。 縁石清水大菩薩宮樓鳴之怪也（日本三代實録・日本紀略）
寛平五年	893	暴動	寛平五年閏五月十五日壬午条 出羽国渡嶋狄与、奥地俘囚等、依欲致戦鬪之奏状。仰国宰 令警固城塞連練郡士（日本紀略）
寛平六年	894	瑞祥	寛平六年四月廿四日条 廿日 仰陸奥出羽可警固之由
寛平九年	894	怪異	寛平九年四月七日条 陸奥国進上異瑞解文（日本紀略） 寛平九年七月廿二日乙未条 陸奥国言 安積郡所産小児 額生一角、角亦有一目（日本紀略） 寛平九年七月廿二日乙未条 出羽国言 秋田城甲冑鳴（日本紀略）
昌泰4年	9010128	干ばつ	旱、（日本紀略）
延喜2年	9020216	長雨	霖雨、（扶桑略記）
延喜4年	9040126	干ばつ	旱、（日本紀略）
延喜4年閏3月7日	9040430	疫病	奉幣諸社、為攘天下疾疫之難也、（日本紀略）
延喜8年	9080210	雨乞い	下知五畿内七道奉幣国内名神及官社、又於国分二寺、并有供定額寺、転大般若経令祈甘雨、（北山抄6）
延喜8年6月	9080706	干ばつ	是夏、旱、（日本紀略後1）
延喜8年6月	9080706	干ばつ	夏月、天下旱魃、（扶桑略記23）
延喜8年7月9日	9080813	雨乞い	於諸国定額寺令転経、依祈雨也、又令左右京職埋路辺骨、（日本紀略）
延喜8年7月9日	9080813	干ばつ 雨乞い	議定祈雨事、即下五畿七道諸国符簡、近者災（炎力）旱沙旬、頃口祈甘雨、冥感未致、宜仰諸国、奉幣国内名神并官社、令祈祷、又令左右京職、埋隠京中路辺死人骸骨、是等皆依無雨雨之感矣、（扶桑略記）
延喜8年7月12日	9080816	雨乞い	祈雨奉幣諸社、（日本紀略後1）
延喜8年9月	9081003	不作	左大臣申云、諸国損過三不得七、雖少猶可申損而申一分半、不受使、每事也、故立制不許、（西宮記）
延喜8年9月9日	9081011	不作	止重陽宴、依諸国衰損也、有平座、（日本紀略）
延喜8年9月9日	9081011	不作	停止節会、是二十三箇国言上損不堪之状、（扶桑略記23）
延喜9年4月1日	9090428	疫病	無音楽、依天下病患也、延喜九年例也、（日本紀略）
延喜9年5月9日	9090604	疫病	依疾疫、於諸寺諸社、誦仁王経、（日本紀略後1）
延喜9年6月	9090626	疫病	春夏之間、疾疫盛発、（扶桑略記23）
延喜10年6月	9100715	干ばつ	六、七両月、天下旱魃、（扶桑略記23）
延喜10年7月10日	9100822	干ばつ	日来炎旱、詔諸国神社山川奉幣投牲…禁獵制漁、又赦天下、（日本紀略）
延喜12年7月4日	9120823	雨乞い	今日依祈雨、丹生・貴布祢奉幣出立、（西宮記）
延喜13年	9130214	天候不順	是歳三十三国、風雨水旱、（北山抄）
延喜13年6月	9130712	干ばつ	夏月天下旱魃、（扶桑略記23）
延喜13年6月	9130712	干ばつ	夏天下大旱、和上千手堂修法祈雨至于竟日、油雲四合、甘雨滂沱、（日本高僧伝要文抄）
延喜14年1月16日	9140218	疫病	天下大疫、（年代記配合抄）
延喜15年	9150123	干ばつ	京都及び諸国旱、（北山抄）

和暦	西暦	内容	災害・飢饉・混乱などに関する史料記載事項、火山噴火（出典）
延喜15年4月12日	9150602	祈禱	三箇日於十一社令誦仁王經、祈諸国京師疫、（扶桑略記23）
延喜15年7月	9150819	疫病	秋月、天下痲瘡、都鄙老少無一免者、天亡之輩、盈滿朝野、（扶桑略記23）
延喜十五年	915	噴火	十和田 噴火（十和田a火山灰）（日本列島の過去二千年間で最大の火山噴火といわれる。） 延喜十五年七月十三日条 出羽国言 上雨灰高二寸 諸郷農桑枯損之由（扶桑略記）
延喜15年8月23日	9151010	疫病	外記京中樹木華、并天下赤痢時、御祈之例勘申、（扶桑略記23）
延喜15年9月7日	9151023	祈禱 疫病	此日、石清水・賀茂上下・松尾・平野・大原野・稻荷等奉幣、是依天下之赤痢病也、（西宮記）
延喜15年10月26日	9151209	疫病	大赦天下、大辟以下悉赦除、犯八虐云々、常赦所不免者、不在此限、又延喜十年以往調庸、未進在民身者、咸從原免、又復天下百姓当年半徭、是從痲瘡流行之愁也、（日本紀略）
延喜16年7月6日	9160812	雨乞い	天陰、奉幣諸社、依祈雨也、（日本紀略後1）
延喜19年	9190209	不作	三十五ヶ国大不作、（日記）
延喜20年	9200129	不作 疫病	諸国稔らず、疫疾流行す、（年代記抄）
延喜20年9月9日	9201028	疫病	止重陽宴、依諸国不堪佃并去夏咳病也、（日本紀略後1）
延長1年8月30日	9231017	長雨	霖雨依、奉幣諸社、（扶桑略記24）
延長3年6月	9250629	干ばつ	夏間、天下大旱、（扶桑略記24）
延長三年	925	噴火	秋田駒ヶ岳 噴火
延長4年2月28日	9260418	不作	改定信濃・下野・越中損不堪便、（真信公記）
延長7年3月	9290418	疫病	京畿諸国、疫癘流行、死者溢路、（扶桑略記24）
延長7年3月23日	9290510	疫病	春三月京畿諸国疫癘流行、死者溢路、宣旨云…始自三月廿三日、於豊樂院七箇日昼夜不斷修不動法、七日之内疫氣已散…（扶桑略記24）
延長7年3月23日	9290510	疫病	春疫癘流行、…自三月廿三日於豊樂院七箇日間修不動法、七日之内疫氣已散云々、（阿婆縛抄）
延長7年7月	9290813	大雨	京都及諸国大風雨洪水、稼穡を損し人多く溺死、（大日本史）
延長7年7月	9290813	疫病	京畿及び諸国疫癘流行、庶民多死、（興福寺年代記）
延長7年7月26日	9290907	大雨	夜、大風雨通宵、川流水溢、天下多被風水損、民烟人畜穀稼、損害甚多、（扶桑略記24）
延長8年2月24日	9300331	暴風雨 疫病	詔、大赦天下、依去年風水之災、今年春疫癘之患也、（日本紀略後1）
延長8年6月	9300704	疫病	件年春夏、疫癘甚盛、（扶桑略記24）
承平2年4月13日	9320526	暴風	[] 風吹損右近陣火炬屋、并春興校書殿捨皮、寮占乾坤方兵革之由、仍山陰・山陽・大宰府以官符、（扶桑略記25）
承平四年	934	雷	承平四年閏正月十五日条 陸奥国分寺七重塔為雷火被焼了
承平七年	937	噴火	富士山剣丸尾 噴火（日本紀略）
天慶2年7月13日	9390805	雨乞い	是依祈雨、五畿七道明神奉幣、於国分寺并有供定額寺、可誦仁王經官符也、（本朝世紀3）
天慶二年	939	反乱	<天慶二年 出羽国の俘囚反乱> 天慶二年四月十七日戊子条 出羽国馳駢言 俘囚反乱之状（日本紀略） 天慶二年四月十七日条 出羽国馳駢言上 凶賊乱逆与秋田城軍合戦事等（真信公記抄） 天慶二年四月十八日己丑条 太政大臣被候 式御曹司諸侯參陣、被定依昨馳駢使事 可給官符於出羽陸奥之由（本朝世紀） 天慶二年四月十九日庚寅条 諸卿參入、昨日所被定官符請結政請印 給彼国使了 官符三通 皆給出羽国 一通、応練精兵動警固禦要書備危急事一通、応国内浪人不論高家雜人差充軍役事 一通鎮守正二位勲三等大物忌神山燃 有御占 事怪（本朝世紀） 天慶二年五月六日条 出羽国馳駢使來。其解文云、賊徒到來秋田郡、開官倉、掠取官箱。焼亡百姓財物。又率異類可來云々。（真信公記抄） 天慶二年五月六日丁未条 出羽国馳駢 言上俘囚反乱之状（日本紀略） 天慶二年五月六日丁未条 出羽国馳駢使來 大外記志取解文 申上卿。各被定申越後国可賜官符之由（本朝世紀） 天慶二年五月十五日丙辰条 奉幣諸社 祈兵革可消之由（日本紀略） 天慶二年五月十五日丙辰条 依東国西国群賊悖乱事 奉遣諸社并東海・東山兩道明神臨時幣帛使 伊勢・石・賀・松・平・原・稻・春・神・住等已下也使々官符請内印 又延喜元年二月例、於建礼門有大祓事 上卿參八省被立之 兩道使神祇官差進之 去延喜元年二月東国乱、承平五年六月南海賊之等時例（本朝世紀） 警備 天慶二年六月廿一日辛卯条 政。又上卿參、陸奥解文状。今年四月出羽国有俘囚乱。仍馳駢言上解文、出羽移陸奥告可起送兵之由。爰陸奥准延喜三年例。進上奏状。（本朝世紀） 反乱 天慶二年七月十五日条 出羽国馳駢言上賊戰行事（真信公記抄） 反乱 天慶二年七月十五日甲寅条 出羽国重言上 俘囚反乱之由（日本紀略） 天慶二年七月十五日甲寅条 出羽国馳駢使來之由。中務省外記、外記申太政大臣、上卿參陣、奏解状。（本朝世紀） 天慶二年七月十八日丁巳条 給出羽国官符二枚也 一枚、以国庫納器仗或具 下行軍士可充合戰事 并以正稅殺充軍糧事 一枚弥 練精兵追討賊徒 并可加誼責於秋田城司源嘉生朝臣事（本朝世紀） 天慶二年八月十一日条 出羽国飛駢來（真信公記抄） 天慶二年八月十一日己酉条 出羽国馳駢重來（日本紀略） 天慶二年八月十八日条 祈年穀並出羽国兵乱事等幣帛使從八省院立 大納言行事（真信公記抄） 天慶三年二月廿六日条 陸奥国言上飛駢奏状云。平將門率一万三千人兵。欲襲擊陸奥出羽兩國云々。（九条殿記・宮内庁書陵部所蔵本） 天慶三年三月五日条 陸奥飛駢來 常陸・下野等任。甲斐解文・信濃解文、秀郷申文來。將門殺状。右大将奏聞秀郷等功可賞事。（真信公記抄）
天慶三年	940	反乱	
天慶6年7月9日	9430817	雨乞い	奉幣十一社、祈雨也、（日本紀略後2）
天慶7年9月	9440925	暴風雨	京都及び諸国大風大雨、河溢る、（扶桑略記）
天慶7年9月3日	9440927	暴風	（2日）天下大風、京洛官舎門樓、多以顛倒、其日、信濃守紀文幹到者国府、出居国庁々屋顛倒、压殺守文幹、（扶桑略記25）
天慶9年5月15日	9460621	雨乞い	奉幣伊勢並諸社祈雨、（真信公記）
天慶九年	946	噴火	白頭山 噴火（興福寺年代記）
天慶十年	947	反乱	天慶元年二月十八日甲戌条 鎮守府將軍貞盛朝臣申使並茂、為坂丸等被擊殺。其の員十三人。件坂丸等徵發軍士 春運兵糧將以討滅云々。先差遣国使於賊地可令勸諭之由。給官符。（日本紀略）
天慶10年	9470130	恩赦	天下大赦、（新撰越後国年代記）
天曆1年8月11日	9471002	疫病	無音楽、依天下痲瘡愁也、（日本紀略後3）
天曆1年9月7日	9471028	疫病 祈禱	臨時御誦經始、仁王經、為攘天下災難（痲瘡流行）所修者、（真信公記）
天曆2年6月12日	9480725	祈禱 雨	奉幣帛於諸社<十六社> 祈甘雨、霽之後、雷鳴雨降、無幾止、（日本紀略後3）
天曆2年8月15日	9480925	長雨	被奉臨時御使於十六社、是為祈秋霖也、（日本紀略後3）
天曆2年12月28日	9490203	災害	今年諸国申異損、其数甚多、宜停止来年朝拜者、（日本紀略後3）
天曆3年7月4日	9490805	干ばつ	広瀬・竜田祭、依穢延引、日来、炎旱尤甚、田園焦枯、紀伊郡百姓等愁申、神泉苑水依例可被下給之由、自明日可下給之由、被奏定、（日本紀略後3）
天曆4年	9500126	虫	丹後、播磨、蝗、（大日本史）
天曆6年	9520204	恩赦	天下大赦、（新撰越後国年代記）

表1 東北関連の気候災害・地震・火山噴火・飢饉・混乱・怪異などに関する年表（3）

和暦	西暦	内容	災害・飢饉・混乱などに関する史料記載事項、火山噴火（出典）
天曆8年5月1日	9540609	祈禱 雨	大原野社御読経使律師濟源不到彼社、仍折他日令読経、依旱氣之盛也、又依先例奉幣、丹生・貴布祢社、又於龍穴読経、東大寺大仏殿、同令読経、又給官符於諸国、奉幣読経令祈雨、（祈雨日記）
天曆10年	9560220	干ばつ	天下大以旱魃、（扶桑略記26）
天曆10年7月23日	9560905	干ばつ	天下諸国有水之処、任令百姓灌漑、先貧後富、高年鰥寡孤独、不能自存者、量加賑贍、又免除五畿内七道諸国、去天曆五年以往調庸未進、在民身者、但東海・東山・山陽三道駅戸田租、限三箇年、…（本朝文粹2）
天曆11年3月25日	9570502	雨乞い	依祈雨、発遣十六社奉幣使、（日本紀略後4）
天曆11年3月26日	9570503		雨降、依御祈之感也、（日本紀略後4）
天曆11年6月3日	9570707	祈禱	定於十四社驗所、読仁王經事、每社僧綱一口、率十口僧、是依今年、当三合年、水旱疾疫之災不絶、（日本紀略後4）
天徳2年3月7日	9580403	疫病	世間病患之間、不奏音楽、（日本紀略後4）
天徳2年6月16日	9580710	長雨	霖雨御折<伊勢・平野奉幣使発遣…>、（圓太曆15）
天徳3年5月4日	9590617	暴風雨	奉幣伊勢大神宮以下諸社、合十六社也、風雨雷鳴降雨之時、其例不見…（日本紀略）
天徳4年4月1日	9600504	疫病	天皇出御南殿、但無音楽、天下病患也、延喜九年例也、（日本紀略）
天徳4年4月3日	9600506	疫病	左弁官下綱所/応令七大、東西、延曆寺読経大般若経事/…/…病患頻発、死殤間聞、救済之計、尤頼仏法、宜仰綱所、令件等々々、始從今月九日…（類聚符宣鈔3）
天徳4年5月2日	9600603	疫病	天下疾疫、天亡之輩甚繁、給官符諸国并十五大寺等、読経祈禱禱事、（扶桑略記26）
天徳4年6月5日	9600706	干ばつ	今年天下大旱、上卿申云、於大日院、大般若御読経五十日可被行、（僧綱補任2）
天徳4年6月14日	9600715	疫病	請百僧於南殿、清涼殿、令読経大般若経、為除天下疾疫也、（日本紀略）
天徳5年	9610125	疫病	諸国疫疾を以て、官府畿内七道幣を奉じ、経を転せしむ、（扶桑略記26）
応和1年4月23日	9610613	疫病	勅、聞天下患疫疾者巨多、宜給官符五畿七道諸国、奉幣読経、祈禱除災、又、令七大寺、及有供諸寺、同読経祈止疾疫事、（扶桑略記26）
応和1年6月	9610721	干ばつ 雨乞	天下旱魃、祈雨、（扶桑略記26）
応和1年6月12日	9610801		奉幣石清水…等神社祈雨、入夜降雨、（祈雨記）
応和1年6月13日	9610802		未剋雷鳴降雨、（祈雨記）
応和1年7月26日	9610913	祈禱	有奉幣事<伊勢及諸社>、（西宮記）
応和1年7月26日	9610913	祈禱 長雨	奉幣十六社、依祈止雨也、（日本紀略後4）
応和2年6月11日	9620721	長雨	奉幣伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・大原野・大神・大和・石上・広瀬・竜田・住吉・丹生・貴布祢等、祈止霖雨、（日本紀略後4）
応和2年8月30日	9621006	暴風雨	大和、近江大風雨、神仏堂宇多く壊る、（大日本史）
応和2年8月30日	9621006	暴風雨	今日大風雨、大和・近江等国官舎及神社仏寺損壞、東大寺扉三間、力士、大門等、興福寺維摩同一宇…及自余諸寺并人宅等多以顛倒、京中無殊愁、（日本紀略）
応和3年	9630202	疫病	諸国疫疾行はる、（大日本史）
応和3年	9630202	干ばつ	天下炎旱、（興福寺略年代記）
応和3年6月9日	9630707	干ばつ 祈禱	四月以後炎旱/…奉幣伊勢大神宮以下十六社、依祈年穀也…（日本紀略）
応和3年7月15日	9630812	雨乞い	此日奉幣伊勢大神宮・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・大原野・大和・石上・大神・広瀬・竜田・住吉・丹生・貴布祢<以上之社奉黒馬>、木島・乙訓・水主・火雷・平岡・恩智・広田・生田・長田・坐摩・垂水・龍穴等神社祈雨、…（歴代宸記）
応和3年7月15日	9630812	雨乞い	於八省院、奉遣伊勢以下廿八社幣帛使、依祈雨也、（日本紀略後4）
康保二年	965	怪異	康保二年二月廿七日戌辰条 出羽国言上。正月八日未時、日左右有兩耀、即虹貫之。又有白虹、分立東西。仍下陰陽寮令占之（日本紀略）
康保3年7月7日	9660801	疫病	今日、宣五畿七道、三箇日、於諸国定額寺、読経般若経、禁断殺生、…依天下疾疫也、（日本紀略後4）
康保3年閏8月21日	9661012	長雨	康保三年雨霖経月、九天覆雲、依之閏八月廿一日、被奉獻官幣於十六社…（諸神記上）
康保3年9月	9661022	疫病	秋諸国疫疾行はる、（大日本史）
安和2年7月18日	9690907	雨乞い	依祈雨、奉幣十一社<木島・乙訓・水主・火雷・恩智・平岡・座摩・垂水・廣田・長田・生田>、（日本紀略後5）
安和2年9月9日	9691023	不作	依諸国異損、停止節会、（日本紀略後6）
天禄3年	9720124	恩赦	貢を免して老人に穀を賜ふ、天下大赦、（新撰越後国年代記）
天禄4年9月5日	9731008	長雨	奉遣十五社幣使、依止雨也、（日本紀略後6）
天延2年	9740131	疫病	今年、天下有痲瘡之患、（百鍊抄4-3）
天延2年8月	9740825	疫病	八、九月間、有痲瘡疫、天下貴賤天亡者多矣、（扶桑略記27）
天延2年9月8日	9741001	疫病	奉幣伊勢以下十六社、依弘痲瘡災也、（日本紀略後6）
天延3年7月29日	9750912	暴風雨	東国民烟為風多損、信濃御坂路壞、（日本紀略後6）
貞元元年	976	火事	貞元元年正月二日己巳条 陸奥国郡不動穀倉廿一字 為神火烧亡（日本紀略）
天延4年6月	9760705	干ばつ	夏百日間大旱、禾稼悉く枯る、（年代記抄）
貞元2年	9770127	干ばつ	（異筆）大旱魃、（来迎寺年代記（庄内砂越年代記））
貞元2年	9770127		天下大赦、（新撰越後国年代記）
貞元2年6月28日	9770722	干ばつ	從今日於神泉苑…被修請雨経法、炎旱涉旬、天下迷惑、有東大寺及龍穴等御読経云々、（日本紀略）
貞元2年閏7月23日	9770914	長雨	奉遣伊勢以下十六社幣帛使、依止雨也、（日本紀略後7）
天元3年7月9日	9800827	暴風雨	天下大風、羅城門・美福門・皇嘉門・達智門并諸司・諸堂皆悉吹倒、（扶桑略記27）
天元三年	980	警固	太政官符 出羽国司 応令介從五位下平朝臣兼忠勳行秋田城務事 右從二位行大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣為光宣 奉勅宣差遣彼城 勳行警固。若触防禦、有所請者、随状処分。寄事鎮護、勿簡国務者。国宣承知依宣行之。符到奉行。左中弁 右大史 天元三年七月廿三日（類聚符宣鈔）
天元5年7月16日	9820812	雨乞い	祈雨奉幣丹貴二社、（日本紀略後7）
天元5年7月22日	9820818	大雨	大雨、天下喜之、（日本紀略後7）
永観1年6月12日	9830729	雨乞い	奉遣伊勢以下十六社幣帛使、依祈雨也、（日本紀略後7）
永観3年	9850129	干ばつ	天下大旱、（本朝年代記）
寛和元年	985	怪異	寛和元年六月廿九日壬寅条 軒廊御卜 出羽国言上蛇吠事。近日炎旱尤盛。人以為愁。（日本紀略）
寛和1年6月28日	9850723	干ばつ	從今日於神泉苑、以…被修請雨経法、炎旱涉旬、天下致愁、有東大寺并龍穴等、御読経云々、（小右記）
永延1年5月29日	9870702	干ばつ	…又高年人賑給、調庸未進免除、又大赦天下、依炎旱也、（扶桑略記27）
永延2年	9880127	洪水	諸国洪水、海溢、（大日本史）
永延2年8月13日	9881001	暴風雨 洪水	京都及び諸国、大風、洪水、（大日本史）
永祚1年8月13日	9890920	暴風雨	天下大風吹、卷芝（シハラ巻ク）、（来迎寺年代記）

表1 東北関連の気候災害・地震・火山噴火・飢饉・混乱・怪異などに関する年表（4）

和暦	西暦	内容	災害・飢饉・混乱などに関する史料記載事項、火山噴火（出典）
永祚1年8月13日	9890920	暴風雨	夜、天下大風、宮城關門樓閣、堂舍殿廊、及諸司舍屋垣門、万人家宅、諸寺諸社、皆以顛倒、無一舍立、拔樹頽山、又有洪水高潮、畿内海浜河辺民煙畜田、為之、皆没、死亡損害、天下大災、古今無双、平城京藥師寺金堂上層重閣、為大風、被吹落矣、（扶桑略記27）
永祚1年8月13日	9890920	暴風	從八月十三日至廿日、大風返草木、（宝林寺年代記）
永祚1年8月13日	9890920	暴風雨 洪水	酉戌刻、大風、宮城門舍多以顛倒、承明門東西廊、建礼門弓場殿、左近陣前軒廊、日華門御輿宿、朝集堂、応天門東西廊間…并諸司雜舍、左右京人家、顛倒破壊、不可勝計、又鴨川堤所々流損、賀茂上下社御殿并雜舍、石清水御殿東西廊顛倒、又祇園天神堂同以顛倒、一条北辺堂舍、東西山寺皆以顛倒、又洪水高潮、畿内海浜河辺民煙、人畜田畝為之皆没、死亡損害、天下大災、古今無比、（日本紀略後9）
永祚1年8月13日	9890920	暴風雨	夜大風、宮城殿舍、門樓諸司、左右京人家、悉以顛倒、拔木頽山、又有洪水、人畜多没死、天下大災、古今未曾有、（百鍊抄4-6）
正暦2年	9910124	噴火	新湯焼山（伴家文書）
正暦2年6月	9910719	干ばつ	今年、天下有旱魃之愁、（百鍊抄4-7）
正暦2年6月	9910719	干ばつ	今年、天下有旱魃之愁、（百鍊抄4）
正暦2年6月24日	9910719	干ばつ	六、七月、天下旱魃、（扶桑略記27）
正暦2年6月24日	9910811	雨乞い	祈雨奉幣伊勢以下十九社、（日本紀略）
正暦5年	9940218	疫病	正暦五年のほとは、いみしう人しぬ…（小大君集）
正暦5年	9940218	疫病	紫野今宮祭<九日>/コレハ疫病ノ神ナリ、正暦五年・長保二年、天下シツカナラサリシ時、此神社ヲマツラル、（公事根源）
正暦5年	9940218	疫病	五年自正月、至十二月、天下疫死者尤盛、起自鎮西、及京師、四、五、六、七月之間、殊盛、死者過半、五位已上六十余人也、道路置死骸、（百鍊抄4-8）
正暦5年	9940218	疫病	今年、自正月、至十二月、天下疫癘最盛、起自鎮西、遍滿七道、（日本紀略後9）
正暦5年1月	9940218	疫病	自正月、至十二月、天下疫死者尤盛、起自鎮西、及京師、四五六七月之間、殊盛、死者過半、五位已上六十余人也、道路置死骸、（百鍊抄4）
正暦5年3月26日	9940514	疫病	今日詔、大赦天下、大辟以下、常赦所不免者赦除、又免調庸、老人賜穀、加賑恤、依白鳥佐異、疾疫之患也、（日本紀略後9）
正暦5年5月10日	9940626	疫病	被定以今月廿日、可被遣伊勢・石清水・賀茂下上・松尾・大神・祇園等社、臨時奉幣使、是則為被折疫癘也、（本朝世紀13）
正暦5年5月11日	9940627	疫病	符状云、畿内國々者、以來十五日於有驗所々可修、至于遠國者、官符到来之後三日内可修、由是為攘疫癘之災也、（本朝世紀13）
正暦5年5月11日	9940627	疫病	給五畿七道諸國、可修仁王會之官符、為攘疫病也、（日本紀略後9）
正暦5年5月24日	9940710	疫病	疫病不止、京中・外國病厄弥盛云々、（本朝世紀13）
正暦5年5月26日	9940712	疫病	被行天下大赦事、同依疾疫事也、（本朝世紀13）
正暦5年5月26日	9940712	疫病	依宣旨諸司諸家起石塔、依救疾疫也、（日本紀略）
正暦5年6月10日	9940725	疫病	去三月以後、京畿・外國疫癘滋發病死無際、（本朝世紀13）
正暦5年6月13日	9940728	疫病	被奉遣丹生貴布祢兩社祈雨奉幣并御馬等、子細其宣命云…今年春与り始天、遠近國郡京洛都邑之間尔、疫癘繁發天、天厲甚多之、爰棄石之宮無斷之天、耕農之勤自懈止所念行之天、屢雖仰神靈助止毛、冥厄殆如空之、病夭之輩于今未休、是朕之薄德仁依天、此天下之患を難除奈利と…（本朝世紀13）
正暦6年	9950208	疫病	正暦五年・長徳元年ツ・キテ大疫病ヲコレテ、都鄙ノ人多ク死ニケリ、（愚管抄4）
正暦6年1月	9950208	疫病	正月より世中いとさはかしうなりたちぬれば、のこるへうも、思ひたらぬいと哀なり、…（榮華物語4）
正暦6年2月9日	9950317	疫病	仁王會、依天下疾病也、（日本紀略後10）
長徳1年2月22日	9950330	疫病	詔、改正暦六年、為長徳元年、大赦天下、大辟以下赦除、又免調庸、依疾疫天變也、（日本紀略後10）
長徳1年2月26日	9950403	疫病	石清水而夢武内宿禰云、天下疫氣尚未止、有行幸此宮者可平也、（百鍊抄）
長徳1年4月27日	9950603	疫病	定、諸國并宇佐宮等、各書写大般若經、六觀音像、可攘疾疫之災、相撰節停止畢、（日本紀略）
長徳1年4月27日	9950603	疫病	太政官符 五畿七道諸國司/応毎國図写供養陸觀音像、大般若經一部事、/右大臣宣、奉勅、此年疫癘延蔓、病苦弥盛、京中上下之人、多帰淳浦、外國遠近之民、悉泥瘴煙…（類聚符宣鈔）
長徳2年	9960128	飢饉	（弘前）天下飢饉、（日記）
長徳2年	9960128	飢饉	天下大飢、（新撰越後國年代記）
長徳2年7月28日	9960819	飢饉	相撰召合、依天下飢饉、止音楽、（日本紀略後10）
長徳3年	997	領地争い	長徳三年 五月出羽介平維茂与 沢瀨四郎諸任 争地。訴於陸奥守東方朝臣。終不決守卒去。（亀井家譜）
長徳4年	9980205	疫病	今年、天下、自夏至冬、疫癘遍発、六、七月間、京師男女死者甚多、下人不死、四位以下人妻最甚、謂之、赤斑瘡、始自主上、至于庶人、上下老少無免此瘡、（日本紀略後10）
長徳4年	9980205	疫病	京都及び諸國、赤斑瘡流行す、（大日本史）
長徳4年	9980205	疫病	今年、自夏、至冬、斑瘡流行、死亡者多、古老未見如今年者、（百鍊抄4-10）
長徳4年5月	9980602	疫病	今月、天下衆庶煩瘡、世号之稲目瘡、又号赤斑瘡、天下無免此病之者…（日本紀略）
長徳4年6月	9980702	疫病	今年、天下自夏至冬、疫癘遍発、六、七月間、京師男女死者甚多、下人不死、四位以下人妻最甚、謂之赤斑瘡、始自主上、至于庶民、上下老少、無免此瘡…（日本紀略）
長徳4年7月2日	9980802	疫病	天下疫癘事…〔〕恩給事…（伏見宮御記録）
長徳4年7月2日	9980802	疫病	早朝、依召候御前、天下疫癘事〔〕恩給事…、又疫癘咎崇可令所司申事等、仰内大臣、…（権記1）
長徳4年7月5日	9980804	疫病	相撰停止、并於有封諸寺、可転読仁王經事、可仰左大臣、仰諸國令祭疫神、可転読大般若經事…（伏見宮御記録）
長保1年1月13日	9990206	干ばつ	詔、改長徳五年、為長保元年、大赦天下、大辟以下咸赦除、常赦所不免者不赦、依天災炎旱也、（日本紀略後10）
長保元年	999	噴火	富士山 噴火（本朝世紀）
長保2年	10000213	疫病	疫死繁発、始自鎮西坂東到京師、（帝王編年記17）
長保2年	10000213	疫病	今年冬、疫死甚盛、自鎮西、来京師、（日本紀略後10）
長保2年	10000213	疫病	今年、疫死甚盛、始自鎮西、到京師、（百鍊抄4-11）
長保2年6月21日	10000730	雨	大雨、天下喜之、（権記1）
	1000	噴火	屈斜路アトサヌプリ 噴火
	1030	噴火	屈斜路摩周 噴火

＜参考文献＞

青森県史編さん古代部会 2001『青森県史 資料編 古代1 文献史料』青森県
 工藤雅樹 編 2004『東北古代史』多賀城史跡案内サークル叢書第1号 多賀城史跡案内サークル
 児玉幸多 編 1995『日本史年表・地図』吉川弘文館
 東北大学東北文化研究会 1957『蝦夷史料』東北史史料集1 吉川弘文館
 東北大学東北文化研究会 1959『奥州藤原史料』東北史史料集2 吉川弘文館
 早川由紀夫 1999「過去2,000年間の日本の火山噴火カタログ」『地学雑誌 108巻4号』、群馬大学教育学部地球科学データベース
 弘前市立弘前図書館ウェブサイト「おくゆかしき津軽の古典籍」20230614参照
 藤木久志 2007『日本中世気象災害史年表稿』高志書院